

# 法言語学の成立と学会の誕生

——法と言語 学会設立の背景と経緯——

橋 内 武

日本において、新しい学際的言語学の学会が誕生した。名称は法と言語学会（Japan Association for Language and Law）である。

以下の文章は、去る2009年4月11日（土）に高崎で開かれた第7回法と言語研究会（運営委員会）において「学問の成立と学会の誕生——法と言語研究会の学会化に向けて」と題して報告したものに、5月17日（日）に誕生した法と言語学会の設立の経緯を加筆したものである。総じて、この新学会立ち上げの背景と経緯を述べたものである。

科学における進歩は、人間の知恵の積み重ねによるものであると、一般に、考えられがちであるけれども、この積み重ねというのは、決して同次元における上積みの過程の繰り返しを意味するものではない……。が、新しい学問の時期が画されるといってよいような、そういう種類の学問の発達というのは、前の時代と同じ次元の、延長線上に何かを与えることによって生じるものであるよりは、むしろ、前の時代の考え方を否定し、破壊し、そのあとに作られる新しい秩序によってであろう。——安井稔（1971, p. 91）

---

\* 本学国際教養学部

キーワード：法言語学、司法通訳、商標、裁判員制度、法廷用語

1. 新しい学問の成立と学会の誕生——言語学の流れの中で
2. 法言語学の成立と国内外での展開
3. 学会発足に向けて
4. 法と言語学会設立総会
5. まとめと考察——改めて法と言語学会とは

## 1. 新しい学問の成立と学会の誕生——言語学の流れの中で

真理を追求するための知的な営みを学問という。自然科学の領域では、学問というよりも科学という用語を用いる。科学は目的、対象、方法を明示する。自然科学の方法（特に①仮説の検証による演繹的方法と②操作的定義と③計量的方法）を社会現象の研究に援用することによって、社会科学の科学化が進んだ。人文学の場合には、人文学固有の知的伝統があり、古典や文献資料の読みの中から新たな解釈が生まれ、深い読みをすること自体が学問であるという気風があった。碩学吉川幸次郎曰く「読書の学」である。そうは言うものの、近年では人文学の世界においても、計量的方法が使われて文理融合の傾向が進んでいる。

さて、言語学の成立とその展開はどうか。20世紀に入り、言語学は文献学のくびきから解放された。従って、研究対象を文明の言語や古典の言語に限定することなく、文字のない言語でさえも分析の対象に据えるようになったのである（アメリカ構造言語学）。そして、文献学から言語学へと移行する中で、書きことばから話しことばへと研究対象の重心が移り、音声学・音韻論が発達した。その後、語の構造を解明する形態論の研究が進み、さらには文の構造を分析する統語論の研究へと知的関心が移っていった。だが、1960年代に構造主義言語学は、意味論の研究段階で壁にぶつかった。方法論の立て直しをすることにより、言内の（論理的）意味を研究をする意味論と言外の（文脈的）意味を研究する語用論に区別されるよう

## 法言語学の成立と学会の誕生

になった。生成文法は前者を研究対象にしたが、後者は射程の外に置いた。語用論を「くずかごの言語学」と呼んで、これを等閑視したのである。だが、語用論（前提・情報構造・言語行為・協調の原理・関連性理論などを含む）も独自の発展を遂げた。これら語用論のアプローチには、言語哲学や情報理論の視点が含まれる。この分野を代表する学会が、国際語用論学会（IPrA）である。日本では、1998年に日本語用論学会（初代会長・小泉保）が誕生した<sup>1)</sup>。

言語を文脈の中で捉えようとする点で、語用論と社会言語学は紙一重である。だが、社会言語学は、母語話者の協力を得て観察や調査を進める点で、語用論とは一線を画する。社会言語学は、言語学と社会科学の間に成立する学際的言語学である。1960年代半ばにおいては、「社会言語学」自体が未分化で、言語と文化・社会の間に成立する分野の総称であった。だが、広義の社会言語学は、人類言語学・社会心理言語学に談話分析や社会方言学・言語の社会学などを含む、極めて包括的な分野である。社会言語学は対象とする社会の大きさによって、便宜的にミクロ社会言語学（談話分析・会話分析、社会方言学など）とマクロ社会言語学（言語政策・言語計画学）に分かれる。そして、それぞれがほぼ独立した分野として発展していったのである。

社会言語学は、1960年代の半ばに米国などで成立したが、従来国語学の世界で「言語生活の研究」とか「位相語の研究」と呼んでいたものを含む。この「社会言語学」という名称は‘sociolinguistics’の訳語であり、日本では1970年代になって普及したものである。だが、この分野を対象とする学会は日本においてなかなか誕生しなかった。おそらく、社会言語学の多様な立場を束ねるリーダーシップがいま一つ足らなかったからではないか。社会言語科学会は、日本言語学会の大会終了直後のいわば付録（「親亀の上に乗った小亀」）として始まった研究会に由来し、独自の「社会言語学

研究会」を数年続けた上で、1998年によく学会として成立した。初代会長は徳川宗賢、2代目会長は井出祥子である。この学会の報告や論文は対人コミュニケーション（談話）や言語の社会的変種（女性語、若者語など）に関するものが多数を占める傾向がある。この学会におけるマクロ社会言語学の比重は軽い。そこで、言語政策・言語計画に関しては、別の研究会が2000年に発足した。日本言語政策研究会である。それが2002年に日本言語政策学会（初代会長水谷修、現会長田中慎也）へと発展した。橋内は現在その理事の一人である。

さて、生成文法では母語話者の内省によって文法的か否かの判断がなされた。それとは対照的に、実際に使われた言語データをPCに集積して言語使用の傾向を観察する方法が開発された。コーパス言語学である。この情報技術は、語彙研究や文法研究や辞書編集に新たな境地を開いた。この動向に軌を一つにして、英語コーパス学会などが設立された。コーパスは実証的言語学にとって頼り甲斐のある武器となったのである。

ところで、日本英語学会は、日本英文学会の英語学部門から分派、1983年に独立したものである。この学会で発表される論文は、長い間言語理論に重きを置く生成文法が主流を占めてきた。そこで、この学派以外の立場の研究者は別の学会を立ち上げた。例えば、日本機能言語学会（JASFL）や日本認知言語学会である。前者はハリデー流の体系機能言語学を標榜し、後者は認知科学の見方を言語研究に取り込み、独自の文法論・意味論を展開している。前者はレジスター分析とテキスト分析に長けているのに対して、後者は特に比喩的意味の分析に妙技を発揮する。そして、英語語法文法学会は、主に小西友七門下の英語学者によって創設された学会であり、「理論よりも実証を」という立場で地道に語法研究を進めている。

他方、国語学会は文献学的色彩の濃い分野であり、前近代・近代の国文学（近年では日本文学という）の作品〔国語資料〕をこつこつ読み込み、

## 法言語学の成立と学会の誕生

その中の特定の文字・表記・文法・語彙に見られる傾向を精緻に調べ上げて考察する論攷が多い。一方で、方言の記述的研究も国立国語研究所の所員や元所員らによって精力的に進み、『日本言語地図』や『方言文法地図』などの記念碑的な出版物が刊行された。伝統的方言の衰退に伴い、多くの方言学者が社会言語学の流れに組み込まれていったように思われる。国語学会自体は、様々な議論を経て、日本語学会へと名称を変えた。名称上は、世界の言語の一つとしての日本語を研究する団体に衣更えをしたかに見える。

だが、その点では日本語教育学会の方が先んじていて、日本語を相対的に捉えた対照言語学的研究・誤用研究・中間言語研究・接触場面の研究などが一つの流れをなしている。その理由の一つは対照言語学という科目が、日本語教員養成の中で一定の地位を占めるようになったことにあるだろう。最後に、伝統のある日本言語学会は、どちらかと言えば、少数言語を含む世界の諸言語の記述を主な目的とする。「危機に瀕する言語」という研究プロジェクト（座長・宮岡伯人）は、主にこの学会の構成員が関わった大きな仕事であった。

このように見てくると、言語系の研究会・学会は、言語学の潮流がその理論上の立場を変えたり、対象領域を広げるたびに、立場や対象を限定させた新たな学術団体を誕生させる傾向にある。但し、リーダーシップなどの人的条件もあり、新たな分野・領域の成立が、すぐさま新しい学会を組織化させるとは限らない。

どうやら学会の誕生には、内的要因と外的要因があるように思われる。

① 内的要因は学問内部に起因するものである。学問上は、同じ分野に属するとされる学会報告・シンポジウム・ワークショップなどが行われ、投稿論文・著書などが次々に刊行されていくと、その分野の認知度が高まり、独自の領域として認められていく。そして、大学会の中で分科会として行

われていたものが、分離独立して新たな学会を成立させる方向にベクトルが動くのである<sup>2)</sup>。大学で一つの科目と教えられるようになれば、普及化が進む。法と言語の研究は、日本ではこれからという分野ではあるが、21世紀に入って注目すべき論文が次々に発表されただけでなく、研究書や一般書も刊行されるようになり、学会づくりの基礎はできたと言える。(例えば、大河原 1998, 2008, 2009, 堀田 2009, 渡辺ほか 2004を参照。)

② 外的要因は純粋な学問研究の外から来る社会的要因である。社会の言語問題への関心が社会言語学の学会を作る上での契機をなすように、裁判員制度施行によって社会の法への関心が高まると、それが法と言語の学会を誕生させる上で後押しをするのである。

実際、私たちが学会を発足させようとしていた時期が裁判員制度施行を迎える年であったため、事前にNHKの放送記者の取材を受けた。その上、設立総会当日には朝日と日経の新聞記者が取材に訪れたのは、やや意外であった。というのも、この学会はここ数年関心の高まっている「裁判員制度を考える」こと自体を主目的に作られた学会ではないからである。学会自らが大がかりな広報活動をしなくとも、メディアが本学会の出発を周知させてくれたのはありがたいことではあった。が、その期待が裁判員制度との係わる研究だけに向けられるとなると、心穏やかではない。学問研究とは、時流におもねる付和雷同の活動ではなく、本来は坦々とした地味な知的営みであることを銘記したい。

そこで、いま一度、そもそも学会の機能は何であろうかと問わなければなるまい。一つは、研究報告や論文の発表の場を提供して、その学問分野そのものの発展に寄与すること、もう一つは、その学問の研究成果を社会的に還元したり、普及させたりする啓蒙的働きである。両者のうち、前者が学会本来の目的・機能であり、後者は二次的・付随的なものである。

## 2. 法言語学の成立と国内外での展開

では、法言語学は言語学の流れの中でどのようにした成立したのであるうか。法言語学は言語学の中で一体どこに位置付けられるだろうか。成立の背景から流れを追っていこう。

言語学は理論言語学と応用言語学に二分される。理論言語学は言語理論の構築を目指す一方で、応用言語学は言語理論を含む言語学の知識を用いて、言語と人間の諸問題を解明しようとするものである。結論を先に言えば、法言語学は応用言語学の一分野である。

応用言語学 (applied linguistics) は、第2次大戦下の米国で誕生した。構造言語学の知見を外国語 (敵国の言語である日本語やドイツ語) を軍人に集中的に訓練するための実用の学として成立したのである。それが戦後、オーディオ・リングル・メソッド (または、オーラル・アプローチ) という外国語教授法の提唱と普及につながっていった。

ところが、1970年頃に応用言語学はもはや外国語教育学の別称ではなくなった。3年毎に開かれる国際応用言語学会 (AILA) のプログラムを見ても分かる通り、その主流は学際的言語学になったのである。心理言語学しかり、社会言語学しかり、言語学と隣接科学との間に新たな「○○言語学」と称されるハイフン言語学が次々に成立したのである。我等の法言語学もこの流れの中にあり、1968年に Jan Svartvik によって名付けられた分野である (Olsson 2004, 大河原 2009<sup>2</sup>)。

言語学と経済学の間で成立するのが経済言語学 (または言語経済学) ならば、言語学と法学の間に成り立つのが法言語学である。しかし、前者には F. クルマスや井上史雄らの優れた研究業績があるものの、まだ独自の学会は作られていない。他方、法言語学に関しては、すでに1991年にイギリスで国際法言語学会 (International Association of Forensic Linguists) が

設立され、英米法圏を中心に研究活動が活発である。大河原眞美と橋内武は、1995年7月にオーストラリアはニューサウスウェールズ州のアーマデイル(UNE)で開かれた大会に参加している。その折り、大河原は一種のキリスト教原理主義者であるアーミッシュをめぐる公判記録“The Samuel D. Hochstetler Case (1948)”の言語使用を考察して発表している。この学会における Malcolm Courthard の講演に触発されてまとめたのが、橋内(1997, 1999)である。その後、同学会には首藤佐智子も入会し、2005年には頭髮育毛料の商標「大森林」対「木林森」の訴訟を取り上げて言語学的な議論を展開している。2009年5月現在、Richard Powell もその会員である。現代日本においては、大河原眞美・首藤佐智子・堀田秀吾・橋内武などが法言語学に関する多様な研究を、水野真木子・中村幸子・長尾ひろみなどが司法通訳に関する実証的な研究を進めてきている。Richard Powell による二言語併用裁判の研究も注目されている。英語教育の方面では、寺内一らが法言語教育(LLP)に特化した研究を行っている。それらの研究は異なる学会(例えば、日本法社会学会、法と心理学会、社会言語科学会、日本語用論学会、日本言語政策学会、日本通訳翻訳学会、大学英語教育学会など)で散発的に発表・報告される程度であった。

現実問題として、法言語学の研究は言語学者と司法通訳研究者だけで進めることは難しい。法学者や法曹実務家(裁判官・検察官・弁護士)が加わることによって、うまく機能していく面があるだろう。とりわけ、基礎法学の一分野として認知してもらえるようになるかが今後の課題になる。法領域の事柄を言語学的方法で分析するのであるから、その研究が法律家の方々にもそれなりに意義のあるものと評価されることが望ましい。

ところで、この度、私たちが立ち上げた法と言語学会の前身は、法と言語研究会である。この研究会は、2004年5月14日～16日に京都の立命館大学で開かれた2004年度日本法社会学会学術大会でのミニシンポジウム「法



## 法言語学の成立と学会の誕生

と言語の交錯」(司会兼コーディネータ・大河原眞美, 講師・首藤佐智子・大河原眞美・橋内 武)が契機となっている。このミニシンポジウム(5月15日の午前部)には、つぎの3つの報告が含まれていた。

報告1 首藤佐智子「商標問題における類似性判断における言語学的分析の寄与」

報告2 大河原眞美「法領域における言語学の競合的側面」

報告3 橋内 武「談話分析と言説分析」

このとき、会場にいて熱心に発言したのが、堀田秀吾(当時、立命館大学)である。その後、会場に近い和風レストランで法言語学の研究会の立ち上げが提案された。堀田秀吾が御膳立てをしたこの会合には、上記3名のほかに司法通訳研究者の水野真木子・中村幸子も加わった。それ以来、この6名の間で相互の連絡や非公式な会合が断続的に行われたが、本格的には2007年9月以来「法と言語研究会」と称して6回ほど研究会が開かれたのである。会場は持ち回りであった。その記録(堀田秀吾)を顧みると、以下の通り充実した内容が含まれていたことが分かる。

### 法と言語研究会(第1回~第6回)

#### 第1回研究会

日時:2007年9月21日 14:00~16:30

会場:立命館大学衣笠キャンパス, 創思館303・304

#### 第1部 司法通訳の諸問題

- ①水野真木子(千里金蘭大学)「ニック・ベイカー事件の通訳問題」
- ②中根育子(メルボルン大学)「警察取り調べにおける日英通訳とディスコースの『修復』」

#### 第2部 法廷言語コーパス

- ③堀田秀吾(立命館大学)「計量言語学的分析による模擬評価の現

状分析」

- ④中村幸子（愛知淑徳大学）「コーパスを利用した法廷言語分析の一考察」

第2回研究会

日時：2007年12月2日 13：00～15：30

会場：早稲田大学8号館第2会議室（法学部）

- ①吉田理加（立教大学大学院生，スペイン語通訳者）「法廷言語構造と通訳」
- ②首藤佐智子（早稲田大学）「外国語を使用したおとり捜査における違法性認識の司法判断」

第3回研究会

日時：2008年3月23日 13：30～16：00

場所：東京外国語大学研究講義棟830号室

- ①大河原眞美（高崎経済大学）「法律家と市民の異なる殺意の認識に関する一考察」
- ②猿橋順子（青山学院大学）「日本の警察通訳体制の現状と課題についての一考察——言語政策の視点から」

第4回研究会

日時：2008年6月28日 13：00～15：30

会場：明治大学和泉校舎リエゾン棟会議室

- ①関沢紘一（米海軍統合法務局）「合衆国統一法典に則った米軍における陪審員による裁判の概略」
- ②Richard Powell（日本大学）「二カ国語法律制度から我々は何を学べるか」

第5回研究会

日時：2008年10月25日 13：00～17：00

## 法言語学の成立と学会の誕生

会場：金城学院大学西キャンパス，W 8 号館301号室

- ①中村幸子（愛知学院大学）・水野真木子（金城学院大学）「通訳付き裁判員模擬法廷のデータ分析（中間報告）」
- ②長尾ひろみ（神戸女学院大学）「メルボルン事件と通訳の正確性」
- ③渡辺修（甲南大学法科大学院院長）「法律家の立場から言語分析に期待すること」
- ④大河原眞美（高崎経済大学）「市民から見た裁判員制度」
- ⑤堀田秀吾（明治大学）「裁判官の影響的発言と裁判員の意見の推移」

### 第6回研究会

日時：2009年1月10日 13:00～15:30

会場：早稲田大学8号館（法学部）2階会議室

- ①堀田秀吾（明治大学）・首藤佐智子（早稲田大学）「評議における裁判官による言語行為」
- ②武田珂代子（モントレイ国際大学）「米国における司法通訳倫理と通訳の実際」

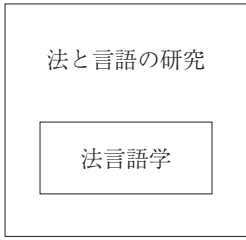
そうこうしているうちに、2009年（平成21年）5月21日（木）には裁判員制度が施行された。その直前の5月17日（日）に法と言語研究会を学会として立ち上げる計画で、設立準備運営委員会が2009年4月11日（土）午後1時から3時半まで高崎アーバンホテル内の高崎経済大学サテライトで開かれた。その委員は、大河原眞美・首藤佐智子・中村幸子・橋内 武・堀田秀吾・水野真木子（50音順）の6名であった。その日のプログラムは、第1に堀田が裁判員制度に向けた模擬裁判のコーパス分析プロジェクトの研究計画を報告した。第2に橋内が「学問の成立と学会の誕生——法と言語研究会の学会化に向けて」という報告を行った。そして、具体的に、新

学会の名称や規約の検討が行われた。時間の関係もあり、議論を十分煮詰めることはできなかったが、あとはメールによる意見交換で集約していくこととした。その直後に NHK 名古屋放送局の I 記者の取材を受けた。翌日、インターネットのニュース欄を見ると、「裁判員制度を考える学会が 5 月 17 日に設立される」とあり、運営委員一同仰天した。制度論自体の議論はほとんど視野にないからである。

### 3. 学会発足に向けて

ところで、冒頭の引用に掲げたように、科学史の流れを振り返ってみると、パラダイムの変革によって学界が大きく変わっていくのがわかる (Kuhn 1962)。パラダイムとは、科学者集団の間で共有する一定の基本的考え方 [秩序] を指す。これが変われば、新たな研究者集団が結集して、学会を誕生させる素地が生まれるのである。法の言語に関する研究が散発的に行われているだけでは社会的に認知されない。それらを束ねる組織としての学会を作ることで、そのような研究分野に、新たな生命が吹き込まれ、存在感 [アイデンティティー] が生じるのである。法と言語に関心をもつ私たちは、共通のパラダイムとして「法領域の言語研究」を目指す。法言語学は、すでに述べた通り、学際的言語学の一つであり、広い意味で応用言語学の一分野である。分析道具である言語学の立場は問わない。

さて、学会を作る前にすべきことの第一歩は、まず「学会名称」をどうするかであり、このことを巡って運営委員会で議論が尽くされた。その結果、法と言語研究会を発展的に解消して、学会を組織することにしたのである。名称としては、①法言語学会と②法と言語学会の 2 案を検討した結果、②に決まった。この組織は、「法言語学」(法廷言語学または裁判の言



## 法言語学の成立と学会の誕生

語学)に限定した学会ではなく、より広く「法と言語」の学会にしようということになった。英文名称の方は‘Japan Association for Language and Law’に落ち着いた。その上で、堀田が持ち寄った関連学会の規約を参考にしながら、本学会の規約案が作られた。規約案は、設立総会で承認され、下記の学会規約となった。

### 法と言語 学会規約

#### <名称>

第一条 本学会は、「法と言語学会（Japan Association for Language and Law）」と称する。

#### <目的>

第二条 本学会は、法と言語に関心を有する研究者および実務家が、親睦・連携・協力を通して同分野ならびに関連諸分野の研究・発展に寄与することを目的とする。

#### <事業>

第三条 本学会は、次の事業を行う。

大会・研究会・講演会などの開催

学会誌その他の出版物の刊行

その他の必要な事業

#### <会員>

第四条 本学会は、法と言語に関心を有する研究者および実務家、その他法と言語に関心を有する者で組織する。

2 会員は、正会員、学生会員、賛助会員の3種類とする。会員2名の推薦により、理事会が適当と思われた者をもって組織する。

3 会員は本学会の刊行物の配布を受け、本学会の総会、研究会等への参加および発表、学会誌等への投稿ができる。

4 学生会員は、大学院生以上とする。

5 賛助会員は、本学会の目的に賛同し、かつ本学会の事業に寄与すると認められる法人その他の団体とする。

<会費>

第五条 会員は、総会において決定された会費を毎年本学会に払い込む。引き続き2年間会費を滞納した者は退会したものとみなす。

<役員>

第六条 本学会に以下の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

事務局長 1名

理事 若干名

2 理事は、総会において選任する。

3 会長は、理事会において互選し、総会において承認を得る。

4 会長は、理事の中から、副会長と事務局長を指名する。

<会長>

第七条 会長は、本学会を代表し、会務を総括する。

2 会長に故障のある場合には、副会長がその職務を代行する。

<事務局>

第八条 事務局は、事務局長の所属する大学におく。

<運営委員会>

第九条 運営委員会は、別途定められた諸業務を行う。任期は2年とし、再任を妨げない。

2 運営委員会は、次の委員を会員の中から指名し、理事会の承認のもと、各業務に従事することができる。

編集委員

## 法言語学の成立と学会の誕生

大会運営委員

事業委員

広報委員

<総会>

第十条 定例会員総会は、年1回行うこととする。また必要な場合には、臨時会員総会を招集することができる。

2 総会の決議は、出席会員（委任状提出者を含む）の過半数をもって行う。

<会計>

第十一条 本学会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 予算案および収支決算書を作成し、理事会での議を経て、総会において承認を得る。

<改正>

第十二条 本会則の改正は、総会の議決による。

平成21年（2009年）5月17日制定

正会員である研究者は、主に言語学者と法学者であろう。実務家としては、まずは弁護士を想定しているが、通訳者も入ってくる可能性がある。検察官や裁判官も歓迎する。「学生会員は、大学院以上とする」とした。この「以上」には博士課程修了者を含意する。そこで、無条件で入会を認めると研究の質の低下を招くと判断、入会には「会員2名の推薦」が必要であるとした。（設立当初において、発起人は自動的に入会資格があるものとし、他の入会希望者も運用上は会員1名の推薦でもそれを可とする。——事務局長）

役員に関しては、設立準備の運営委員6名が揃って理事になることが内々



設立総会での集合写真（6人の理事）

左から首藤佐智子，中村幸子，水野真木子，大河原眞美，橋内武，堀田秀吾

に決められていた。そのうち、会長は大河原眞美、副会長は水野真木子、事務局長は堀田秀吾になることで話が進んだ。編集委員には首藤佐智子、事業委員には中村幸子、広報委員には水野真木子・堀田秀吾が当てられた。そして、それらの人事が設立総会で承認されたのである。

このような新しい学会を誕生させて、会員を募るためには、「設立趣意書」が必要である。橋内が作った素案をもとに、運営委員の間で幾度も練ったものが次に掲げる趣意書である。この成案を得るまでに特に議論されたのが研究対象であった。4月の設立準備委員会の段階では1の司法の言語と2の司法通訳を想定したが、その後、網羅的に1から9まで列挙することとした。主に参考にしたのは、Gibbons (2003) である。9は起案者が独自に加えたものである。起案者としての見解は、設立準備委員（のちの理事）の現在の関心に執着せずに、「法と言語」（または法言語学）とい



## 法言語学の成立と学会の誕生

う領域全体が展望できるものにしたということである。このようにしておけば、さまざまな異なる研究課題をもつ会員や入会希望者に対して十分啓蒙し得ると判断したのである。では、設立趣意書をじっくりご高覧のほどをお願いする。明示はしていないが、今後開拓される研究対象もあり得ることである。

### 設立趣意書

司法の言語については、これまで法学界はもとより、哲学・社会学・心理学においても活発な議論と研究がなされてきた。言語学の世界においては、1990年代初期に英国で国際法言語学会（International Association of Forensic Linguists）が設立され、法と言語に関する実証的・実務的研究が積み重ねられてきた。このような取り組みには「法言語学」（forensic linguistics）の名称が与えられ、学問上の市民権を得て久しい。

日本でも21世紀に入って、この分野の注目すべき論文が次々に発表され、研究書や一般書も刊行されるようになった。そして、2009年（平成21年）5月21日の裁判員制度施行を迎え、国民の司法への関心も大いに高まっている。この大規模な司法改革の流れの中で、法曹界からも法への学際的アプローチに期待が寄せられている。

現在、私たちが強い関心をもつ「法と言語」の研究対象には、つぎの7つが含まれる。

1. 司法の言語（法律用語・法律文，法廷用語・判決文を含む裁判の言語など）
2. 司法通訳の言語使用
3. 法務翻訳
4. 言語権・言語法

5. ことばの犯罪（贈収賄，脅迫，偽証，不穩当表現など）
6. ことばの証拠（著者・筆者または話者の同定，商標の類否など）
7. コミュニケーションの諸問題（ことばの誤解・曲解・無理解など）
8. 法言語教育（Language for Legal Purposes）
9. 法言語学史（法言語学の成立と展開）

これらを論じる場として、「法と言語研究会」を2004年5月に設け、相互啓発に努めてきた。その研究成果も相当数蓄積されてきたので、これを学術団体として組織化すべきであると判断し、いまここに「法と言語学会」（Japan Association for Language and Law）を設立する。

この学会の設立によって、これまで国内の関連学会で散発的に行われてきたさまざまな発表・報告が1つに束ねられ、固有の学問分野または研究領域として確立することを期待する。近い将来、司法の言語を研究する「法言語学」という分野が、日本においても学際的言語研究として発展するだけでなく、法哲学・法社会学・法心理学などと同じく、基礎法学の一分野として認知されることを切に願うものである。そのためにも、私たちの学会は、法と言語に関心のある研究者と実務家の参加を得て、協同して学界と法曹界と社会に貢献するように努める。以上をもって「法と言語学会」設立の趣意とする。

2009年（平成21年）5月17日（起案 橋内 武）

1から9までの研究分野に関して、法と言語研究会運営委員（のちに学会理事）の研究テーマは、1. 司法の言語，2. 司法通訳の言語使用，6. ことばの証拠，に限られるが、新入会員によって他の研究対象が開拓されていくことを願うものである。本稿はさしずめ「9. 法言語学史（法言語学の成立と展開）」の部類に入るだろう。

趣意書のあとには、この学会の設立に賛同する発起人29名を掲げた。前

## 法言語学の成立と学会の誕生

身の「法と言語研究会」運営委員の他に、第一線で活躍してきた内外の研究者と実務家が含まれる。国内の研究者13名、海外の研究者9名、実務家7名。そのうち、法言語学者の John Gibbons が発起人を代表して基調講演を引き受けてくださったのは、まことにありがたいことであった。

### 設立発起人（敬称略，五十音順）

大河原眞美（高崎経済大学）	太田勝造（東京大学）
川島慶雄（大阪大学名誉教授）	河原清志（英語通訳者）
John Gibbons（西シドニー大学）	Malcolm Coulthard（アストン大学）
小島武司（桐蔭横浜大学）	酒井 幸（東京弁護士会）
佐藤純通（日本司法書士連合会長）	
Roger Shuy（ジョージタウン大学名誉教授）	
首藤佐智子（早稲田大学）	関沢紘一（在日米海軍統合法務局）
Lawrence Solan（ブルックリン・ロースクール）	
武田珂代子（モントレイ国際大学）	鶴田知佳子（東京外国語大学）
Peter Tiersma（ロヨラ・ロースクール）	犬飼玖美子（立教大学）
Margaret van Naerssen（イマクラタ大）	中根育子（メルボルン大学）
中村幸子（愛知学院大学）	西村 健（大阪弁護士会）
Richard Powell（日本大学）	橋内 武（桃山学院大学）
原 不二子（(株)ディプロマット）	藤田政博（政策研究大学院大学）
堀田秀吾（明治大学）	水野真木子（金城学院大学）
吉田理加（スペイン語通訳者）	渡辺 修（甲南大学法科大学院）

前述の学会会則（案）もあらかじめ準備しておき、設立総会でその制定を決議する。会場の借用と設営準備に当っては、堀田秀吾の並々ならぬ働きがあった。

## 4. 法と言語学会設立総会

### 4.1. プログラム

設立総会は、5月17日（日）に明治大学駿河台校舎のリバティータワー23階 岸本辰雄記念ホールで開催した。その参加者は計48名であった。プログラムは下記の通りである<sup>3)</sup>。

#### 法と言語学会 設立総会

日 時 2009年（平成21年）5月17日（日）午前10時～正午12時

会 場 東京・明治大学駿河台校舎リバティータワー23階  
岸本辰雄記念ホール

#### プログラム

- |            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 1. 開会の辞    | 副会長・水野真木子（金城学院大学）                    |
| 2. 会長の挨拶   | 会長・大河原眞美（高崎経済大学）                     |
| 3. 学会設立の趣旨 | 理事・橋内 武（桃山学院大学）                      |
| 4. 基調講演    | John Gibbons（西シドニー大学・元国際<br>法言語学会会長） |

#### <休憩>

### 5. 設立記念パネル・ディスカッション

「司法にとって言語とは何か」

酒井 幸（弁護士・日本弁護士連合会裁判員裁判実施本部副本  
部長）

渡辺 修（甲南大学法科大学院長・弁護士）

大河原眞美（本学会会長・高崎経済大学教授）

水野真木子（本学会副会長・金城学院大学教授）

- |            |               |
|------------|---------------|
| 6. 会則制定・決議 | 理事・堀田秀吾（明治大学） |
|------------|---------------|

## 法言語学の成立と学会の誕生

7. 設立宣言	会長・大河原眞美（高崎経済大学）
8. 閉会の辞	理事・首藤佐智子（早稲田大学）

司会は1から4まで中村幸子（愛知学院大学）、5から8まで首藤佐智子（早稲田大学）が担当した。

### 4.2 開会の辞

水野真木子が設立総会を始めるに当たっての開会の辞を述べた。

### 4.3 会長の挨拶

裁判員制度を含む大幅な司法改革によって国民の司法への関心は高まっている。そのような現在、新たに「法と言語学会」という学会を立ち上げるのは意義深いことである。——といった趣旨の挨拶を行なった。

### 4.4 学会設立の趣旨

橋内が「学会設立趣意書」をもとに、それに注釈を付ける形で説明していった。特に、学会成立の背景と研究対象9領域については、やや詳しく述べた。

### 4.5 ジョン・ギボンズ教授の基調講演

私たちにとって心強いことは、来日中の元国際法言語学会会長・ジョン・ギボンズ（John Gibbons）教授（西シドニー大学）が設立総会に秋田から駆けつけてくださったことであった。教授の基調講演（逐次通訳 小野友季絵）は、ハリデー流のレジスター分析の方法を用いて、裁判員制度施行による司法改革の動きを検討したものであり、時機にかなった内容であった。特に司法テキストを活動領域（field）・役割関係（tenor）・伝達様式（mode）の3つに分けて分析する方法を示した上で、日本における法言語学の研究課題を示したのは極めて示唆的であった。時間の制約のため、質疑応答はなかった。その講演原稿と邦訳は、本紀要の別稿「ジョン・ギボンズ教授の基調講演——裁判員制度と法言語学：若干の問題提起」を参照。

講演のあと、少々休憩時間を取り、コーヒーを片手に参加者同士なごやかに談笑した。



パネル・ディスカッションの風景（左から、大河原・酒井・水野・渡辺）

#### 4.6 パネル・ディスカッション「司法にとって言語とは何か」

「司法にとって言語とは何か」という題目のもと、大河原真美・酒井幸・水野真木子・渡辺 修の順に発言した。時間の都合で、各人の発言のあと質疑応答をせず、討論は省かれた。

まずは、大河原が市民の立場から興味深いコメントを行なった。①「合理的疑い」に関して市民の日常語と法廷用語では正反対に受け止められること、②商標の類否（例えば、「シャネル」と「スナック・シャネル」の区別）に関しても市民の感覚と司法の判断との間にズレがあること。だから、裁判員制度時代の法廷は、市民にわかりやすい法廷になることが期待されるというのである<sup>4)</sup>。

酒井幸は、元日弁連裁判員制度実施本部副本部長である。法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム座長でもあり、そのプロジェクトの経

## 法言語学の成立と学会の誕生

緯をエピソードを交えながら報告してくださいました。このプロジェクトには弁護士・法学者だけでなく、言語の研究者（杉戸清樹と大河原真美）と放送人2名（NHK・フジテレビ）が加わった。ことばのプロは分かり易さを、法の専門家は正確さを求めて意見を出し合い、議論を实らせたのである。全部で47の法廷用語を検討して、2点の啓蒙的書物（日本弁護士連合会 裁判員制度実施本部 法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム 2008<sup>1</sup>, 2008<sup>2</sup>）にまとめ上げた。いずれも大好評であるという。

水野真木子は、司法通訳研究の立場から報告した。この研究分野では、①倫理論、②役割論、③制度論の研究が進んだが、目下の関心は④通訳そのものの研究にあるとのことである。裁判員制度による模擬刑事裁判における通訳人の言語行動を記述して分析する計画である。すでに行われた試行的研究において悪口雑言の訳し方の違い（野卑な表現か、淡々とした表現か）によって、裁判官・裁判員の被告人の言動に対する心証が変わることが判明しているという。

渡辺 修は、次の三つの挿話を提供して、「ことばをもっと意識する法律家の養成が急務である」とした。第1に、最高裁は「音声認識装置」を開発し、それを各裁判所に設置することにした。第2に、通訳人が被告人の言った金額（少額）を2桁違いの高額に訳しても、裁判官はそれを疑わずに、おかしいことを言う被告人だと思い込んで判断を下した例がある。第3に、「殺意」の意味に関して、被告人と裁判員を含む市民と裁判官との間にズレが生じる。これらの事実は、「司法にとって言語とは何か」を考える材料になる。なお、司法通訳の基本的事項については、渡辺修・長尾ひろみ・水野真木子（2004）を参照。

総じて、このパネル・ディスカッションは裁判員制度施行に向けて「市民にわかりやすい裁判」を考える機会となった。

### 4.7 規約の制定と決議

準備されていた学会規約（案）と役員（案）を事務局長の堀田秀吾が一語一句読み上げ、それを拍手多数で承認し、決議された。

#### 4.8 設立宣言

そのあと、会長の大河原眞美が学会設立の宣言を行なった。大河原としてはここ15年来の研究実践が結実し、新たな一步を踏み出したことになる。

#### 4.9 閉会の辞

——気軽に法と言語の研究会を行っていた時期は終わりました。いままで「法と言語」という研究分野は、学会がないがためになかなか認知されなかったのですが、ようやく学会が誕生したことで、認識不足の諸氏には「法と言語学会という学会があるのですよ」と言い含めることができます。しかし、本当に重要なことは、法と言語に関する優れた研究を進めていくことです。——首藤佐智子はこう述べて、設立総会の最後を盛り上げた。

閉会后、記念写真（理事、基調講演とパネル・ディスカッションの講師）を撮影した。理事・講師に加えて、参加者間の交流を望む有志は、会場近くのイタリア料理店で開かれた昼食会に参加した。なごやかな異分野交流・異業種交流かつ国際交流の場となった。

### 5. まとめと考察——改めて法と言語学会とは

改めて学会とは、どのような団体なのかを考えてみよう。学会は目的を同じくする研究者集団であり、同じ分野の研究を協同して、その学問を発展させるための組織である。それには、さまざまな自由で創造的な知的活動（学術大会、研究例会、会報、学会誌など）が含まれるべきである。合わせて、何らかの共同研究プロジェクトを推進させる母体でもあり得る。

一般に学会である要件として、規約を整え、できれば80人以上の会員を集め、役員（会長・理事・事務局等）を組織化し、年1回は大会（学会）を開き、会報（メール可）や学会誌を発行するということが必要になる。



## 法言語学の成立と学会の誕生

日本学術会議への加入が認められるためには、それなりの基準があるので、当座はそれに加入することは企てずに、定期的に学会活動を行なうことになるだろう。立ち上げたばかりの2009年6月26日段階では30名であり、目標の80人には達しないが、研究活動にはほとんど影響はないと思われる。ということは「法と言語研究会」のままでもよかったのだが、より組織化して学会にすることによって社会的アピールの度合いも高まるというものである。

さて、法と言語学会のような小学会にはそれなりの長所・短所がある。その良さは小回りが利くことである。会員間の風通しの良さでもある。学会は肥大化するとこれらの特質が損なわれ、官僚主義（実質よりも形式を重んじること）に毒されたり、会員が疎外感を味わされたりする。おそらく弱小学会の運営上の困難点は財政上の問題であろう。具体的には、①会場を無償かそれに近い形で借りることができ、開催校から学会開催補助金が出る大学を選ぶこと、②学会誌を補助金なしで出版すること（すべての原稿をデジタル化すれば、安上がりではある）という2点を検討する必要があるだろう。正会員・学生会員に加えて、賛助会員として企業・団体・大学等に入会してもらうことも考えるべきである。

確かに、学会としては研究者の社会貢献を側面から支援すべきであろう。だが、①悪しき商業主義と②扇動的なジャーナリズムには毒されてはならない。①は営利追求を中心に置く態度である。②は本質よりも皮相だけを捉えてそれを誇大に報道しようとする姿勢である。学会も組織を運営する上で、ビジネスとジャーナリズムの世界と係わりをもつことはあり得るが、それらには一定の距離を置く必要がある。研究者本来の仕事は、研究自体を進めることである。だが、その社会的貢献や研究成果の普及という点では、経営的視点や広報活動の一環としてメディアへの露出もある程度あってしかるべきであるけれども、それらのプラス・マイナスの両面に留意し

ながら、私たちの研究成果を社会に還元すべきであろう。さしあたり、『法と言語』の入門書でも出版して、啓蒙に努めるべきだろう。

さて、設立間もない「法と言語学会」の場合、その研究対象・方法と構成員に若干の問題点がいくつか付きまとうだろう。すぐに気付く点は、

- ・第1に、司法の世界は、独自の専門語（発音、文字・表記、語彙・意味、語法・文法、文章・談話、修辞・文体）を高度に発達させていること（各レベル毎に研究が可能）。
- ・第2に、裁判は、非制度的談話（日常会話の類）とは異なり、独特な制度的談話であって、それに係わる者は法曹三者以下若干の者に限定される（裁判という談話を読み解く技術が必要）。
- ・第3に、日本において個々の裁判に係わる情報〔テキスト〕は、判決文を除き、ほとんど開示されないか、一般には極めて入手し難いこと（情報がもっと開示されれば研究し易い）。
- ・第4に、法学の素養をもった言語学者は限られているし、言語学の基礎知識のある法学者・実務家は稀である（だからこそ、異専門・異業種間のより密な交流が必要）。

このような困難点があるにもかかわらず、法言語や司法通訳などの実証的言語研究を目指すのが本学会の目的である。私たちはこれらをあらかじめ承知の上で取り組まなければなるまい。

以上、法と言語研究会を発展的に解消して、学会を設立することになった背景と経緯を述べ、「法と言語学会」設立時の記録として書き留める。

#### 註

- 1) 論理的意味・文脈の意味に加えて、比喩の意味も意味分析の研究対象となる。この類の意味分析には、認知意味論（認知言語学の一部）が長けている。中でも、George Lakoff らの研究が傑出している。

## 法言語学の成立と学会の誕生

- 2) この「法と言語学会」の場合は、既存の学会の分科会をもとに設立されたわけではない。法の言語に関心のある言語学者と司法通訳の研究者が集まって、「法と言語研究会」を開く中で、それをより組織化するために本学会が作られたものである。
- 3) 設立総会の開催に当り、堀田秀吾氏とそのゼミ生、それに吉田理加氏にお世話になった。記して謝意を表したい。
- 4) 詳細は大河原（2008, 2009）を参照。

## 引用・参考文献

- 大河原眞美（1998）「法言語学の胎動」, 日本法社会学会編『法社会学の新地平』, 有斐閣, pp. 226~236.
- 大河原眞美（2008）『市民から見た裁判員制度』, 明石書店.
- 大河原眞美（2009）『裁判おもしろ言語学』, 大修館書店.
- 大河原眞美（2009<sup>2</sup>）「法言語学確立の背景と今後の展望」, 『言語』 9月号.
- 日本弁護士連合会 裁判員制度実施本部法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム（2008<sup>1</sup>）『裁判員時代の法廷用語』, 三省堂.
- 日本弁護士連合会 裁判員制度実施本部 法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム（2008<sup>2</sup>）『よくわかる法廷用語集』, 三省堂.
- 橋内 武（1997）「連載・談話分析の基礎と応用（20）シャーロック・ホームズの言語学——法言語学」, 『現代英語教育』1997年11月号, pp. 45-47.
- 橋内 武（1999）『ディスコース——談話の織りなす世界』, くろしお出版.
- 堀田秀吾（2009）『裁判とことばのチカラ』, ひつじ書房.
- 渡辺修・長尾ひろみ・水野真木子（2004）『司法通訳——Q & Aで学ぶ通訳現場』, 松柏社.
- 安井 稔（1971）『変形文法の輪郭』, 大修館書店.
- Gibbons, John（2004）“Language and the Law”, Alan Davies and Catherine Elder eds. *The Handbook of Applied Linguistics*, Oxford: Blackwell. pp. 285-303.
- Kuhn, Thomas（1962）*The Structure of Scientific Revolutions*. Chicago: University of Chicago Press.
- Olsson, John（2004）*Forensic Linguistics*. London: Continuum.

## **The Birth of the Japan Association for Language and the Law**

Takeshi HASHIUCHI

Coined by Jan Svartvic, ‘forensic linguistics’ is the study of language in legal courtrooms. This discipline was born in 1968 and the International Association of Forensic Linguists was established in Birmingham, England, in 1991.

Japanese research on language and the law has become active only recently, and the Japan Association for Language and Law (JALL) was formed in Tokyo on the 17th of May, 2009, four days before the new trial system including both professional and lay judges was due to come into force in Japan. 48 participants attended the founding meeting, which featured a distinguished guest speaker from Australia: Professor John Gibbons of Western Sydney University.

The present paper describes the background and details of this new academic body: its membership, the fields with which it plans to engage, and the significance of forensic linguistics research. As of the 26th of June, 2009, 30 people have formally joined JALL, their principal interests being in legal language, legal interpretation, and linguistic evidence in trial proceedings. The Association would also like to welcome as members those engaged in research work on such topics as legal translation, “language crimes”, communication problems in legal discourse, teaching language for legal purposes, and the history of forensic linguistics.

The membership of JALL includes linguistics and legal scholars as well as practicing lawyers, allowing them to enjoy interdisciplinary approaches and inter-professional exchanges. Professor Mami Okawara of Takasaki University of Economics was elected the Association’s founding president, and the present author is one of its six trustees. As well as holding its annual

## 法言語学の成立と学会の誕生

convention and several research meetings each year, the Association will publish the annual *Journal of the JALL*. For further details, please contact Professor Shogo Hotta at the School of Law of Meiji University in Tokyo.